

ヤバい事実・・・

再来年の国連総会に提出予定の
新サイバー犯罪条約。

日本が誇る表現の自由はどうなる！？

2022年12月28日版

山田太郎事務所

V7

今日の特集

新サイバー犯罪条約に関するレク

2022年3月2日

レク：総務省・法務省・外務省・文科省・経産省
デジ庁・警察庁



2022年12月26日 レク：外務省



2022年6月3日 レク：外務省



メールや電話等でも
外務省と密に打合せ・・・

条約

条約：定義

広義の 条約

国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意（単一の文書によるものであるか関連する二以上の文書によるものであるかを問わず、また、名称のいかんを問わない）のこと。

広義の条約には、
条約（treaty：狭義の条約）、協定（agreement）、
議定書（protocol）、宣言（declaration）、憲章(charter)、
規約(covenant)、規定(statue)、取極(arrangement)など
がある。

狭義の 条約

条約（treaty）のこと。

条約：憲法上の規定

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び**条約**を公布すること。

(略)

第六十一条 **条約**の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

(略)

三 **条約**を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。

(略)

第九十八条

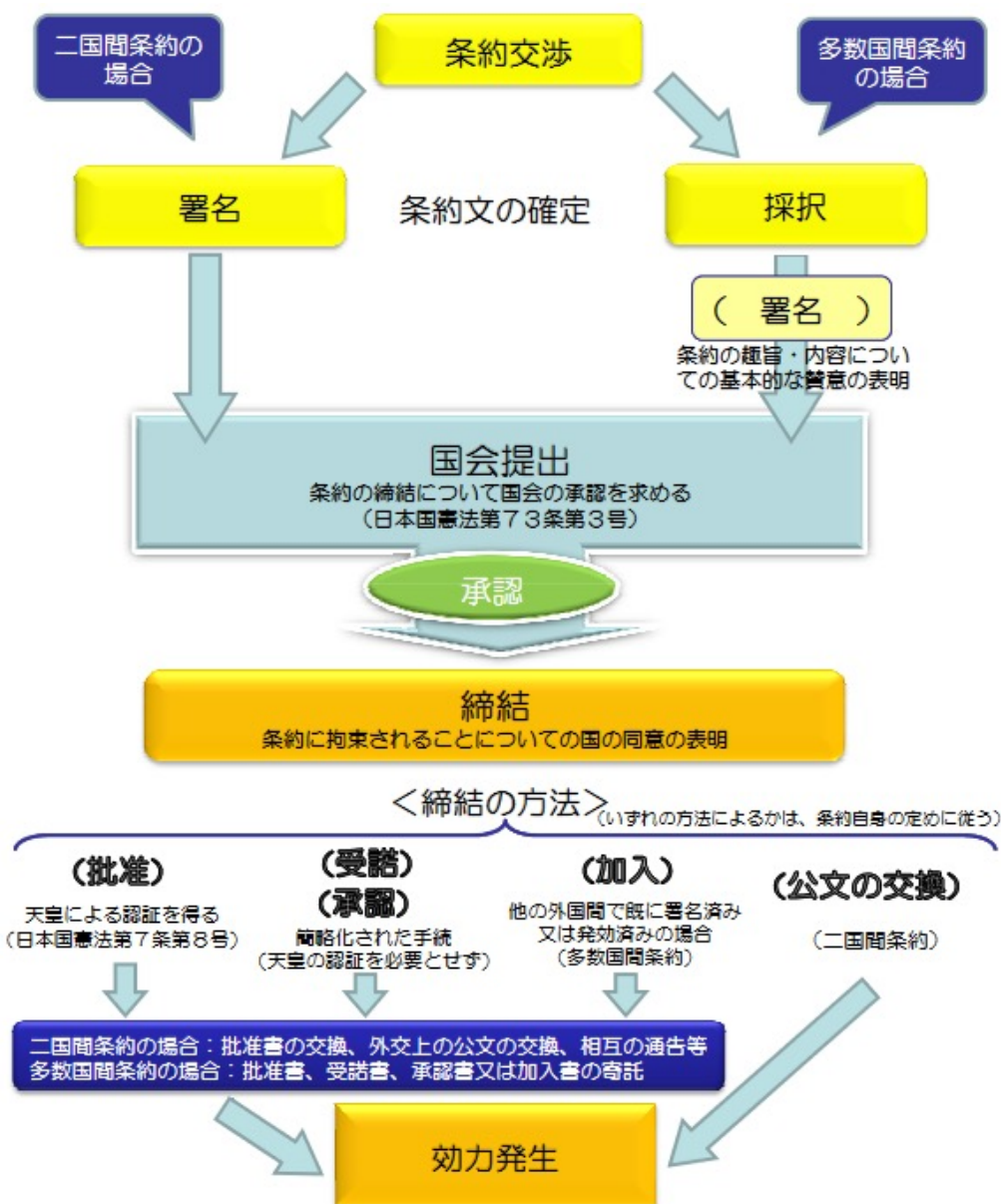
① この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した**条約**及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

政府見解（外務省HPより）

我が国の憲法第98条第2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定しており、**我が国が締結し、公布された条約等は国内法としての効力を持つ**。我が国の憲法には、我が国が締結した条約と法律との関係についての明文の規定はないが、**条約が法律に優位する**ものと考えられている。

条約：締結手続



※我が国が締結行為を経わらせても、他国の締結状況によっては、発効要件を満たすまでに時間を要することもある。

条約：脱退手続

条約法に関するウィーン条約

54 条	①条約に基づく場合②全ての当事国の同意がある場合――は脱退可能
56 条	脱退の規定がない条約は①加盟国が脱退を許容する意図があると認められる場合②条約の性質上、脱退の権利があると考えられる場合――は12カ月前に事前通告すれば脱退可能

日本が条約から脱退した事例

- ① 一次産品共通基金設立協定からの脱退 (通告：2012 年 9 月 7 日)
- ② 国際捕鯨取締条約及び同条約の議定書からの脱退
(通告：2018 年12 月26 日、効力発生：2019 年 6 月30 日)
- ③ 地中海漁業一般委員会の設置に関する協定からの脱退
(通告：2020 年 7 月31 日、効力発生：2020 年10 月31 日)

現サイバー犯罪条約 (ブダペスト条約)

サイバー犯罪に関する条約 (Convention on Cybercrime：通称ブダペスト条約)

○サイバー犯罪の防止及び抑止を目的として、違法なアクセス等コンピュータに関連して行われる一定の行為の犯罪化、捜査手続の整備、国際協力の諸手続を定める。

2001年11月	ハンガリー・ブダペストにて署名式開催（我が国は他のG7諸国とともに署名）
2004年 4月	国会で条約の締結につき承認
2004年 7月	条約発効
2011年 6月	我が国で国内担保法が成立
2012年 7月	我が国が条約締結の受諾書を欧州評議会事務総長に寄託（アジア初の締約国）
2012年11月	条約が我が国について効力発生
2022年 3月現在	締約国66か国（G7等）



国境を越えたサイバー犯罪の防止・抑止のための国際的枠組み

刑事実体法（犯罪化）

違法なアクセス・傍受、コンピュータ・システムの妨害、ウイルス製造等の犯罪化

刑事手続法 (捜査手段の整備等)

コンピュータ・データの保全、提出命令、捜索、押収等の手続

国際協力

捜査共助、犯罪人引渡し等

サイバー犯罪条約の活用による国際社会の平和と安定及び我が国の安全保障の実現

○2021年9月サイバーセキュリティ戦略「サイバー犯罪対策については、サイバー犯罪に関する条約等既存の国際的枠組み等を活用し、条約の普遍化及び内容の充実化を推進するとともに、・・・サイバー空間における法の支配及び一層の国際連携を推進する。」

現サイバー犯罪条約：条文（児童ポルノ） … 英語原文

Article 9 – Offences related to child pornography

- 1 Each Party shall adopt such legislative and other measures as may be necessary to establish as criminal offences under its domestic law, when committed intentionally and without right, the following conduct:
 - a producing child pornography for the purpose of its distribution through a computer system;
 - b offering or making available child pornography through a computer system;
 - c distributing or transmitting child pornography through a computer system;
 - d procuring child pornography through a computer system for oneself or for another person;
 - e possessing child pornography in a computer system or on a computer-data storage medium.
- 2 For the purpose of paragraph 1 above, the term "child pornography" shall include pornographic material that visually depicts:
 - a a minor engaged in sexually explicit conduct
 - b **a person appearing to be a minor engaged in sexually explicit conduct;**
 - c **realistic images representing a minor engaged in sexually explicit conduct;**
- 3 For the purpose of paragraph 2 above, the term "minor" shall include all persons under 18 years of age. A Party may, however, require a lower age-limit, which shall be not less than 16 years.
- 4 Each Party may reserve the right not to apply, in whole or in part, paragraphs 1, sub-paragraphs d and e, and 2, sub-paragraphs b and c

- ※ 太字かつ下線部分は留保ができる規定
- ※ 赤字は非実在児童ポルノ規制に関する規定

日本は
全て
留保

現サイバー犯罪条約：条文（児童ポルノ）

第9条 児童ポルノに関連する犯罪

- 1 締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
 - a コンピュータ・システムを通じて頒布するために児童ポルノを製造すること。
 - b コンピュータ・システムを通じて児童ポルノの提供を申し出又はその利用を可能にすること。
 - c コンピュータ・システムを通じて児童ポルノを頒布し又は送信すること。
 - d 自己又は他人のためにコンピュータ・システムを通じて児童ポルノを取得すること。
 - e コンピュータ・システム又はコンピュータ・データ記憶媒体の内部に児童ポルノを保有すること。
- 2 1の規定の適用上、「児童ポルノ」とは、次のものを視覚的に描写するポルノをいう。
 - a 性的にあからさまな行為を行う未成年者
 - b **性的にあからさまな行為を行う未成年者であると外見上認められる者**
 - c **性的にあからさまな行為を行う未成年者を表現する写実的影像**
- 3 2の規定の適用上、「未成年者」とは、18歳未満のすべての者をいう。もともと、締約国は、より低い年齢（十六歳を下回ってはならない。）の者のみを未成年者とすることができる。
- 4 締約国は、1d及びe並びに2b及びcの規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。

※ 下線部分は留保ができる規定

※ 赤字は非實在児童ポルノ規制に関する規定

日本は
全て
留保

現サイバー犯罪条約

留保（9IV、42）※

いずれの国も、欧州評議会事務局長にあてた書面による通告により、**特定の条に定める留保を付する旨を宣言することができる。**

児童ポルノに関する留保

サイバー犯罪条約に規定する「児童ポルノ」には、およそ実在しない児童を描写したものを含む（9条2b及びc）

↓ しかし

我が国は、サイバー犯罪条約に関して、児童ポルノ禁止法第7条の犯罪に該当する行為以外の行為については、**条約9条1d及びe並びに2b及びcの規定を適用しない権利を留保している。**

↓ したがって

我が国は、およそ実在しない児童を描写した児童ポルノについて、サイバー犯罪条約に規定する義務を負うものではない。※

現サイバー犯罪条約：第9条の留保状況

① 第9条1（d）又は（e）の規定を留保している国

アルゼンチン
デンマーク
イスラエル
日本

モンテネグロ
スリランカ
ウクライナ

② 第9条2（b）及び（c）の双方の規定を留保している国

アンドラ
アルゼンチン
チリ
アイスランド

日本
ペルー
スリランカ
英国

米国

③ 第9条2（b）の規定のみ留保している国

デンマーク
フランス
ハンガリー
イスラエル

モンテネグロ
スイス

現サイバー犯罪条約：山田太郎質問主意書(答弁書)のポイント

国際約束上の 児童ポルノの 定義に関する 質問主意書 答弁書 (2016年3月8日)

我が国が締結している国際約束において、**児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書**及び**サイバー犯罪に関する条約**のほかに「児童ポルノ」について定義しているものはないと承知

我が国は、**およそ実在しない児童を描写した児童ポルノ**について、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書に規定する義務を負うものではない。

我が国は、**およそ実在しない児童を描写した児童ポルノ**について、**サイバー犯罪条約に規定する義務を負うものではない。**

新サイバー犯罪条約を巡る動き

新サイバー犯罪条約：背景 ブダペスト条約派 と 新条約推進派 の対立

サイバー犯罪に関する国際約束としては、既に、日米欧州諸国等が締結している欧州評議会策定の**ブダペスト条約**が存在。

ブダペスト派（新条約反対派）

日米欧州諸国中心の表現の自由確保派

- ① 普遍性を有している
- ② 新たな形態のサイバー犯罪にも対処可能である
- ③ サイバー犯罪に対処するためには国境を越えるデータアクセスを認めることも必要である

ブダペスト条約の普遍化を主張

日本は反対

反対 60

新条約推進派

ロシア・中国を中心とした規制強化派
ベラルーシ、カンボジア、イラン、ミャンマー、ニカラグア、シリア、ベネズエラ

- ① 地域条約に過ぎない
- ② 時代遅れの内容である
- ③ 国境を越えるデータアクセスに関する規定は主権侵害である

新条約策定を主張

棄権 33
無投票 21

賛成 79

2019年12月 国連総会決議74／247、賛成79・反対60で可決・採択

新サイバー犯罪条約：これまでの動き

2019年12月 国連総会決議74／247

「犯罪目的でのICTの利用に対処するための国際条約」策定のためのアドホック委員会
設立が決定

2021年5月10～12日 組織会合開催

同決議等に基づき、同委員会のモダリティ等を決定する会合が開催

2021年5月26日 国連総会決議案が採択（決議75／282）

組織会合の結果も踏まえた同委員会のモダリティ等に関する国連総会決議案を採択
2023年の総会でサイバー犯罪対策条約案を提出することに（2024年予定に変更）

2022年2月28日～3月11日 第1回アドホック委員会@NY

同決議に基づき、2022年1月から、実質的な条約交渉が開始される予定であったが、

2022年5月30日～6月10日 第2回アドホック委員会@ウィーン

新型コロナウイルスの影響を受けて予定変更
犯罪化に関する規定や一般規定、手続き上の措置および法執行に関する規定等について議論

2022年8月29日～9月9日 第3回アドホック委員会@NY

国際協力、技術支援、防止措置、実施メカニズム、最終規定及び前文について議論

2022年11月 統合交渉草案が提示される

新サイバー犯罪条約：これからの予定

第4回会合(2023年1月9日～20日)

第5回会合(2023年4月11日～21日)

「統合交渉草案」に沿って各国が意見を述べて議長がそれを聴取

第6回会合(2023年8月21日～9月1日)

その結果を踏まえて議長が作成した「条約ドラフト」について議論

最終会合(2024年1月又は2月)

アドホック委員会として「条約ドラフト」を承認

(→第78会期中(2024年9月16日まで)に国連総会で採択することを目指す。)

ロシア案（第一回セッション時提出：児童ポルノ関連）

第15条 資料の作成と配布に関連するICT関連の犯罪 または未成年者のポルノ画像を含むオブジェクト

1 各締約国は、国内法に基づいて犯罪として立証するために必要な立法およびその他の措置を採用するものとします。

これは、意図的かつ権利なしに行われた場合の次の行為を行います。

- a 情報を通じて配布する目的で児童ポルノを作成するインターネットを含む通信ネットワーク。
- b インターネットを含む情報通信ネットワークを通じて児童ポルノを提供または利用可能にする。
- c インターネットを含む情報通信ネットワークを使用して、児童ポルノを配布、送信、公に表示、または宣伝すること。
- d 自分自身または他の人のためにICTを使用して児童ポルノを調達する。
- e コンピュータシステムまたは電子デジタルデータストレージデバイスに児童ポルノを所持している。

2 上記の第1項の目的のために、「児童ポルノ」という用語には、以下を視覚的に描写するポルノ素材が含まれるものとします。

- a 性的に露骨な行為に従事する未成年者。
(a minor engaged in sexually explicit conduct;)
- b 性的に露骨な行為に従事している未成年者のように見える人。
(a person appearing to be a minor engaged in sexually explicit conduct;)
- c 性的に露骨な行為に従事している未成年者を表すリアルな画像。
(realistic images representing a minor engaged in sexually explicit conduct;)

この条文の目的上、「未成年者」という用語には、18歳未満のすべての人が含まれるものとします。ただし、当事者は16歳以上の年齢制限を要求する場合があります。

新条約をめぐる懸念点(2022年3月3日時点)

① 児童ポルノの定義

- サイバー犯罪条約に規定する「児童ポルノ」には、およそ実在しない児童を視覚的に描写したもの。
- 性的にあからさまな行為を行う未成年者の音声に広がることはないか。
- 性的にあからさまな行為を行う未成年者についての文章に広がることはないか。

② 締約国に関する「留保」の権利

- 非実在児童ポルノに関する犯罪化について留保の権利がなくなるのではないか。

③ 通信の秘密 / プライバシーとの関係

- 通信の秘密が制約されることにならないか
- 国民のプライバシーが政府や捜査機関に筒抜けにならないか

新条約をめぐる懸念点(2022年3月3日時点)

③ 通信の秘密 / プライバシーとの関係

- 大前提として**インターネット利用に制約を課す国際条約**であること
- ロシアはサイバースペースの利用を国際条約で規制しようとする取り組みには、欧米諸国や人権団体が反発している
- インターネット利用やソーシャルメディア上の**表現の自由を制限**することにより、ネットを封殺する試みだとみられており、一部の国では**インターネットの遮断やユーザーの統制強化が容易にできる**ようになる
 - 決議案を提出したのは、**ロシア**、ベラルーシ、カンボジア、**中国**、**イラン**、ミャンマー、ニカラグア、シリア、ベネズエラ
- 通信の秘密が一度破られると、様々な理由をつけられてしまい、通信の秘密や表現の自由が崩壊してしまう。「世界45か国が行っている常識は、ブロックングである」「海外でもおこなっているのだから、日本でも……」は、いつもの常套手段。いわゆる外圧による日本変革論が起こり始める可能性も。

新サイバー犯罪条約：統合交渉草案(第二章 犯罪化)

クラスター1

第六条 違法なアクセス

第七条 違法な傍受

第八条 [コンピュータ・データ／デジタル情報]の妨害

第九条 [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置]の妨害

第十条 装置及びプログラムの濫用

クラスター2

第十一条 [コンピュータに関連する／情報通信技術に関連する]偽造

第十二条 [コンピュータに関連する／情報通信技術に関連する]詐欺

第十三条 [コンピュータに関連する／情報通信技術に関連する]窃盗

第十四条 電子的支払手段の不正な使用

クラスター3

第十五条 個人情報の侵害

第十六条 身元関係事項に関連する犯罪

クラスター4

第十七条 著作権の侵害

クラスター5

第十八条 オンラインにおける児童の性的虐待又は性的搾取製造物に関連する犯罪

第十九条 [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置]を通じた児童の虐待製造物の助長

第二十条 [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置]を通じた性的な目的に基づく児童に対するグルーミング又は獲得

第二十一条 児童に対するサイバーストッキング

クラスター6

第二十二条 未成年者を違法な行為の遂行に関与させること

第二十三条 自殺の奨励又は強要

クラスター7

第二十四条 性的な強要

第二十五条 性的な画像の同意のない頒布

クラスター8

第二十六条 破壊活動又は武装活動の扇動

第二十七条 過激主義に関連する犯罪

第二十八条 ジェノサイド又は平和及び人道に対する罪の否定、是認、正当化又は復活

クラスター9

第二十九条 テロリズムに関連する犯罪

第三十条 麻薬及び向精神薬の流通に関連する犯罪

第三十一条 武器の取引に関連する犯罪

第三十二条 偽造の医薬品及び医療製品の不正な流通

クラスター10

第三十三条 資金洗浄

第三十四条 司法妨害

クラスター11

第三十五条 法人の責任

第三十六条 参加及び未遂

第三十七条 犯罪の要件としての認識、故意及び目的

第三十八条 出訴期間

第三十九条 訴追、裁判及び制裁

新サイバー犯罪条約：統合交渉草案(表現規制関連)①

第十八条 オンラインにおける児童の性的虐待又は性的搾取製造物に関連する犯罪

1 締約国は、違法かつ故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を通じて頒布するた めに児童の性的虐待又は性的搾取製造物を製造し、又は再製造すること。

(b) [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を通じて児童の性的虐待又は性的搾取製造物に資金を提供し、又はその他の方法によってこれを助長すること。

(c) [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を通じて児童の性的虐待又は性的搾取製造物を管理し、宣伝し、提供し、公表し、公に展示し又は利用可能にすること。

(d) [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を通じて児童の性的虐待又は性的搾取製造物を頒布し、又は送信すること。

(e) [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を通じて児童の性的虐待又は性的搾取製造物を取得すること。

(f) 故意に、児童の性的虐待又は性的搾取製造物にアクセスし、若しくは[コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] 若しくは[コンピュータ・データ記憶媒体／電子データ記録装置] の内部に児童の性的虐待又は性的搾取製造物を保有し、又は性的にあからさまな行為を行う児童をライブ配信により視聴すること。

(g) [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を通じて、児童の性的虐待又は性的搾取製造物に関連していると認識し、又は関連していると信ずるに足りる理由がある事業に関与し、又はそのような事業から利益を得ること。

2 1の規定の適用上、「児童の性的虐待又は性的搾取製造物」には、次のものを描写する写真、ビデオ及びライブストリーミング媒体を含む視覚資料並びに図画、書面及び録音物を含む。

(a) 現実又は擬似の性的にあからさまな行為を現実に行う児童

(b) 現実又は擬似の性的にあからさまな行為を行う児童であると外見上認められる者

(c) 現実又は擬似の性的にあからさまな行為を行う児童を表現する写実的映像

(d) 性的な目的を主要な目的とする児童の性器の描写

(e) 拷問又は残虐、非人道的若しくは品位を傷付ける取扱い若しくは刑罰の犠牲者

3 2の規定の適用上、「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

4 締約国は、2に規定する製造物を自ら製造した児童の犯罪化を回避すること並びに児童の権利に関する条約及びその議定書に基づく義務を尊重する必要があることに妥当な考慮を払う。

5 締約国は、1 (e) 及び (f) 並びに 2 (b) 及び (c) の規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。

新サイバー犯罪条約：統合交渉草案(表現規制関連)②

第十九条 [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を通じた児童の虐待製造物の助長

- 1 締約国は、故意に、かつ、合法的な理由なく、第十八条に規定する児童の虐待製造物を助長することを目的として、[コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を製造し、開発し、変更し、維持し、管理し、抑制し、支援し、利用可能とし、公表し又は宣伝することを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
- 2 1 の規定の適用上、「児童虐待を助長すること」には、「児童の虐待製造物」にアクセスし若しくは製造することを可能とし、又は「児童の虐待製造物」を送信し、頒布し、提供し又は自ら若しくは他の者に利用可能とする目的で行われる 1 に規定するあらゆる行為を含む。

第二十二條 未成年者を違法な行為の遂行に関与させること

締約国は、この条約の第二十三条(自殺の奨励又は強要)に規定する行為を除き、[コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を使用して未成年者をその生命又は身体的若しくは精神的健康を危険にさらす違法な行為の遂行に関与させることを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

第二十三條 自殺の奨励又は強要

締約国は、[コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] の使用を通じて加えられる心理的その他の形態の圧力により児童を含む者の自殺を奨励し又は強要することを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

新サイバー犯罪条約：統合交渉草案(表現規制関連)③

第二十六条 破壊活動又は武装活動の扇動

締約国は、情報通信技術を手段として発せられた、他国の政権の暴力的転覆を目的とする破壊活動又は武装活動のための呼びかけを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

第二十七条 過激主義に関連する犯罪

締約国は、[コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置]を手段とする、政治的、思想的、社会的、人種的、民族的又は宗教的憎悪に動機付けられた違法な行為を求める資料の頒布、当該行為の擁護及び正当化並びに当該資料へのアクセスの提供を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

第二十八条 ジェノサイド又は平和及び人道に対する罪の否定、是認、正当化又は復活

締約国は、1948年8月8日のロンドン協定に基づき設置された国際軍事裁判所の判決により確立しているジェノサイド又は平和及び人道に対する罪に当たる行為を否定し、是認し、正当化し又は復活させる資料を[コンピュータに関連して／情報通信技術に関連して]故意に頒布することを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

第二十九条 テロリズムに関連する犯罪

締約国は、情報通信技術を手段として行われる場合には、テロ行為の実行、扇動、勧誘その他 のテロ活動への関与、テロリズムの擁護及び正当化又はテロ資金供与のための資金の収集若しくは提供、テロ行為のための訓練、テロ組織とそのメンバーとの間のコミュニケーションの助長(ウェブサイトの開設、公開及び利用並びにテロ行為の実行者に対する後方支援の提供を含む。)、特にテロ行為に用いられる爆発物の製造方法の拡散並びに闘争、暴動、憎悪及び人種差別の拡散を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

現条約とロシア案の比較（児童ポルノ関連）

現条約	ロシア案	変更点	概要
1項	1項	なし	犯罪化すべき行為：児童ポルノのネット上での a製造、b提供、c送信、d取得、e保有(電子的)
2項	2項	なし	児童ポルノの定義：性的にあからさまな行為を行う次のものの描写 a未成年者、b外見上未成年者、c未成年者の写實的映像
3項	※ナンバリングなし	なし	未成年者の定義： 18歳未満(16歳未満まで変更可)
4項	※記載なし	留保なし	締約国は、1d及び3並びに 2b及びc の規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる

現条約・ロシア案・統合交渉草案の比較（児童ポルノ関連）

現条約	ロシア案	統合交渉 草案	概要
1項	1項	1項	犯罪化すべき行為：児童ポルノのネット上での 現・ロ：a製造、b提供、c送信、d取得、e保有(電子的) 草 案：a製造、b 助長 、c提供、d送信、e取得、f保有・ 視聴 、g 関与
2項	2項	2項	現・ロ：性的にあからさまな行為を行う次のものの視覚的描写が対象 a未成年者、b外見上未成年者、c未成年者の写実的映像 草 案：書 面 、録音物まで対象、 新条項dとe も追加。
3項	※記載はあるが、 ナンバリングなし	3項	未成年者の定義： 現・ロ：18歳未満(16歳未満まで変更可) 草 案：18歳未満(のみ)
4項	なし	5項	留保規定：現・草案にはあり、ロにはなし 草案の留保対象：1e及びf、2b及びc
なし	なし	4項	児童の犯罪化の回避：草案のみ 性的虐待・搾取製造物を自ら製造した児童の犯罪化の回避